日本小児循環器学会専門医制度付則

平成 19 年 7 月 5 日施行
平成 23 年 9 月 25 日改訂
平成 26 年 7 月 4 日改訂
令和 4 年 11 月 1 日改訂
令和 6 年 4 月 14 日改訂

第 1 章　修練施設，修練施設群および施設指導責任者等の申請

（小児循環器専門医修練専門医修練施設と修練施設群）

第 1 条 修練施設は，単独の施設で小児循環器専門医の修練が可能であり，次条の施設基準を満たす施設である．修練施設群は，複数の施設でもって小児循環器専門医の修練が可能であり，次条の施設基準を満たす施設群である．

2. 修練施設群は原則として同一都道府県の複数の修練施設群内修練施設（以下，群内修練施設）でもって構成する．ただし，互いに接する都道府県の複数の施設でもって修練施設群を構成することの是非について審査を請求することができる．

3. 群内修練施設に勤務する修練医は，所属施設の施設指導責任者の了解を得て当該修練施設群内のいずれの群内修練施設においても修練することができる．

（小児循環器専門医修練施設等の申請資格）

第 2 条 修練施設の認定を希望する施設は，以下の基準をすべて満たすことが必要である．

（1）本学会で認定された小児循環器専門医が，施設の常勤医として 1 名以上勤務し，修練医を，別に定める修練目標に沿った基準で指導できる体制にある．

（2）心エコー検査（経胸壁および経食道），体部 CT または MRI，トレッドミルまたはエルゴメータ等による運動負荷試験，ホルター心電図，心臓カテーテル検査の各設備があり，小児循環器関連の疾患を検査し診断することができる．

（3）申請前年（1－ 12 月）における小児循環器関連（心血管病変を合併する川崎病を含む）の入院患者（1 入院を 1 症例とする）が 100 例以上である．

（4）申請前年（1－ 12 月）における小児循環器関連の心臓カテーテル検査とカテーテルインターベンションを加えた施行数が 50 例以上である．

（5）群内修練施設としての重複申請や認定がない．

2. 修練施設群の認定を希望する施設群は，以下の基準をすべて満たすことが必要である．

(1)本学会で認定された小児循環器専門医が，各群内修練施設において常勤医として 1 名以上勤務し，各施設に修練医を指導できる体制がある．

(2)心エコー検査（経胸壁および経食道），体部 CT または MRI，トレッドミルまたはエルゴメータ等による運動負荷試験，ホルター心電図の各検査が実施できる体制が各群内修練施設にあり，かつ修練施設群内に心臓カテーテル検査の設備がある群内修練施設を含み，小児循環器関連の疾患を検査し診断することができる．

(3) 申請前年（1－ 12 月）における小児循環器関連（心血管病変を合併する川崎病を含む）の入院患者（1 入院を 1 症例とする）が，修練施設群の合計で 100 例以上である．

(4)申請前年（1－ 12 月）における小児循環器関連の心臓カテーテル検査とカテーテルインターベンションを加えた修練施設群の合計施行数が 50 例以上である.
(5) 群内修練施設のうち最低 1 施設は申請前年（1－ 12 月）における小児循環器関連（心血管病変を合併する川崎病を含む）の入院患者（1 入院を 1 症例とする）が 50 例以上でなければならず、 5 年の小児循環器修練期間のうち、最低 3 年間は入院患者が 50 例以上で認定された群内修練施設での修練を含まなければならない。
(6)申請前年（1－ 12 月）における小児循環器関連（心血管病変を合併する川崎病を含む）の入院患者（1 入院を 1 症例とする）が， 25-49 例の施設も群内修練施設として認定されるが、この基準で認定された群内修練施設における修練はその 1/2 の期間のみを小児循環器修練期間に算入することができる。
(7) 修練施設群を構成する施設は，原則として同一都道府県にあること．ただし，互いに接する都道府県にまたがる修練施設群を認めることがある.
(8) 修練施設群を構成する全群内修練施設の施設長が，他の群内修練施設に所属する小児循環器修練医について自施設内の侵襲的検査を含む修練を書面にて認める.
(9) 修練施設群の合同症例検討会または学術講演会等を 1 年に 10 回以上開催する.
(10) いずれの群内修練施設も，本条第 1 項の修練施設としての重複申請や認定がない.
(11) いずれの群内修練施設も他の修練施設群の群内修練施設でない.

（施設指導責任者等の申請資格等）
第 3 条 修練施設ならびに群内修練施設指導責任者は，以下のすべての基準を満たす必要がある.
（1） 小児循環器専門医である.
（2） 日本小児循環器学会専門医制度規則施行細則に定める施設指導責任者の資格を有し，その責務と業務を遂行できる.

2. 施設群代表指導責任者は，以下のすべての基準を満たす必要がある.
（1） 群内修練施設指導責任者（または同候補）である.
（2） 心臓カテーテル検査を実施している施設に所属している.
（3） 日本小児循環器学会専門医制度規則施行細則に定める責務と業務を遂行できる.

第 2 章　修練施設，修練施設群および施設指導責任者等の認定
第 4 条 認定の審査は，申請書類をもとに，専門医・修練施設等認定委員会において行い，適当と判断された場合には修練施設，修練施設群および施設指導責任者として認定される.
2. 認定の審査は原則として 1 年に 1 回行う.
3. 施設指導責任者および施設群代表指導責任者の不在等による申請については随時可能とする.

（申請手続き）
第 5 条 必要な申請書類は以下のものである.
（1） 申請書（修練施設，修練施設群）
専門医修練施設等申請書（様式 3-1）， 専門医修練施設群等申請書（様式 3-2） と修練施設群まとめ

報告書（様式 3-6）
（2） 申請書（施設指導責任者）
修練施設指導責任者申請書，群内修練施設指導責任者申請書，修練施設群代表指導責任者申請書
2. 書類一式を添えて， 定められた期日までに，理事長あてに申請すること．
（書類審査）
第 6 条 修練施設，修練施設群および施設指導責任者が所定の基準に達しているかを審査し，承認する．
（認定）
第 7 条 申請書類をもとに，専門医・修練施設等認定委員会において，適当と判断された場合には修練施設，施設群および施設指導責任者として認定される．
2.細則第 6 章により，期限内に認定の申請があったものは，翌年の 1 月末日までに認定作業を終了する．
（登録）
第 8 条 修練施設，修練施設群および施設指導責任者に認定証が交付される．

第 3 章　専門医の申請資格
（小児循環器専門医）
第 9 条 小児循環器専門医の申請に必要な小児循環器修練期間中の修練内容は以下の通りとし，別掲の修練内容実績表を提出すること．

(1) 入院患者の受け持ちを 30 例以上経験していること．
(2) 心臓カテーテル検査を 30 例以上実施していること．
(3) 運動負荷検査を 5 例以上，ホルター心電図読影を 5 例以上，心エコ－検査を 100 例以上実施していること．
(4) 心臓検診への参加や，要精検者への対応などの実績があること．
(5) 査読を経て学術雑誌に掲載された、小児循環器に関係する 小児循環器に関係する 原著論文（症例報告を含む） を 1 編以上，筆頭著者として刊行していること．
(6) 日本小児循環器学会認定の，学会，研究会，分科会，地方会に，小児循環器に関係する発表を，筆頭演者として 3 回以上行っていること．
(7) 日本小児循環器学会学術集会へ 3 回以上出席していること．
(8) 安全管理に関する会議，講習会に 3 回以上出席していること．うち 1 回は学会主催の講習会であること．他の 2 回の実施主体は問わない．
(9) 本付則第 1 章に定められた修練施設・年数の修練を終えること。小児循環器修練施設における小児科専門医または他の基本領域の専門医取得のための研修（専攻医）は 2 年に限り小児循環器修練期間としてカウントできる。これらの専門医資格取得の前後にかかわらず小児循環器修練期間としてカウントできる
(10) 小児循環器受験申請時点では小児科専門医または他の基本領域の専門医であること
(11) 受験申請時点で入会歴が満 60 か月あること

２. 所定の修練報告書を提出すること .

第 4 章　専門医資格認定

（総則）

第 10 条 認定の審査は書類審査および筆答試験と面接による口答試験をもって行う．

2. 試験は原則として 1 年に 1 回，所定の場所において行う．

3. 試験に関する手続き等は機関誌およびホームページにあらかじめ公告する．

4. 審査基準，合格基準は会員に公開するものとする．

（申請手続き）

第 11 条 受験に必要な申請書類は以下のものである．

（1） 申請書

（2） 履歴書

（3） 医師免許証（写）

（4） 小児科専門医認定書（写）（確認する）または他の基本領域の専門医認定書（写）

（5） 修練記録簿と症例要約簿

（6） 施設指導責任者および施設群代表指導責任者による修練医の修練評価記録簿

（7） 業績目録と刊行論文別刷

（8） 学術集会参加記録簿

2. 前項の書類と受験料を添えて所定の期日までに理事長あてに申請すること．

（書類審査）

第 12 条 臨床修練実績および業績が所定の基準に達しているかを審査する．

2. 評価記録より修練態度，診療態度，倫理が専門医にふさわしいか審査する．

3. 第 7 条第 4 項，第 5 項および第 6 項に規定する研究活動についての取得単位数が規定単位以上であるかを審査する．

4. 臨床修練実績および業績が所定の基準に達していないと判断されたとき，専門医認定試験の受験資格を失う．

（合否認定基準）

第 13 条 合否は筆答試験および口答試験を併せて総合的に判断する．

2. 筆答試験の合格基準は公表する．

3. 口答試験の評価は担当の試験官の合議による．

（登録）

第 14 条 認定試験合格者は専門医登録申請後に認定証が交付される．

2. 合格者名，登録者名は機関誌およびホームページに発表する．

第 5 章　専門医資格更新

第 15 条 専門医は，認定を受けてから 5 年を経たとき，認定更新の審査を受けなければならない．

2. 専門医の資格更新には以下の条件をすべて満たしていることが必要である．

（1）小児科学会専門医を継続して更新していること．

（2）日本小児循環器学会に継続して入会し，会費を支払っていること．

（3）認定更新は，認定を受けてから 5 年間に所定の学術集会・学術講演会・その他の事業に参加し，修練単位 100 単位を取得したものについて行う．100 単位のうち 50 単位は必修単位を取得し，学会が主催する安全管理に関する会議，講習会に 1 回は出席していなければならない．

更新に必要な修練単位取得の対象となる学術集会・学術講演会・その他の事業は以下のとおりである.

a) 学術集会への参加.

b) 医療安全・小児循環器にかかわる講演会への参加.

c) 演者・座長の加算；1 学会ではいずれかについて 1 回分のみの加算が可能で，加算分も必修単位に加えることができる.

d) 論文・著書（筆頭著者のみ).

e) 専門医の修練担当.

f) 心臓カテーテル検査，入院患者数.

g) 学校心臓検診における精検への参加.

3. 5 年間で取得した単位が所定の必要単位数に満たない時は，更新の保留を申請し，所定の単位数に達したときに再申請することができる．保留期間は 1 年間とし，保留期間中は小児循環器専門医を呼称することはできない．保留 1 年で更新した場合、更新後の認定期間は 4 年間となる。

4. 病気，海外留学など，止むを得ない事情により小児循環器医療に従事できない期間がある場合は，所定の申請を行い審査の上，認定期間を延長することができる。この場合、次回の更新に際して、前回認定後の単位を 5 年を超えて算入することができる。

第 6 章　施設指導責任者，修練施設等の認定更新

（総則）

第 16 条 施設指導責任者および修練施設等は，認定を受けてからそれぞれ 5 年を経たとき，認定更新の審査を受けなければならない．施設群代表指導責任者は承認を受けてから 5 年を経たとき，再承認を得なければならない．ただし，施設指導責任者または施設群代表指導責任者が前任者の認定または承認の残任期間内に認定または承認を受けた場合は，残任期間終了時にそれぞれの更新審査または再承認を得なければならない.

2. 施設指導責任者および研修練施設等の資格更新には所定の条件を満たしていることが必要である.

（修練施設等の更新申請資格）

第 17 条 修練施設の更新を希望する施設は，本則第 2 条 1 項に定める修練施設の基準を満たしていること.

2. 修練施設群の更新を希望する施設群は，本則第 2 条 2 項に定める修練施設群の基準を満たしていること.

第 7 章　会計

（会計）

第 18 条 本制度は専門医制度特別会計により，運用する.

2. 特別会計の収入は，各種，手数料および本学会からの補助金とする.

（申請等手数料）

第 19 条 手数料は以下の通りとする.

専門医試験受験料（臨床修練実績および業績審査を含む）：3 万円

専門医登録料（専門医，新規および更新）：3 万円

2. 手数料は，受験資格がない場合を含むいかなる理由であっても返還しない.